

外国留学に関する取扱要項

平成16年 4月 1日 制 定
平成25年 9月30日 最終改正

- 1 京都教育大学学則第31条第4項の規定に基づき、この要項を定める。
- 2 外国留学（以下「留学」という。）は、本学が教育上有益と認め、学生が外国の大学（学位の授与権を有する高等教育機関又はこれに相当する教育研究機関）で学修する場合に、これを許可する。
- 3 外国の大学における専攻分野は、原則として、学生が専攻している教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目とし、本学で履修したとみなす範囲も、この専攻分野とする。
- 4 外国の大学で履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。
- 5 独立行政法人日本学生支援機構短期留学推進制度による留学手続きは、下記のとおりとする。
 - 一 学生の留学希望があり、所属学科において適当と認めた場合、学科主任は、留学申請書に指導教員の推薦書を添えて、学生課に提出するものとする。
 - 二 提出された計画書は、国際交流委員会において下記項目について審査し、推薦順位を決定するものとする。
 - (ア) 申請時までの履修状況（修得単位数及び成績）
 - (イ) 語学力
 - (ウ) 留学先の大学における研究・研修の意義
 - (エ) 留学希望大学の受け入れ態勢
- 6 第5項以外の者の留学手続きは、前項の規定を準用する。
- 7 留学している学生に対しては、所定の報告書を3か月に1回提出することを義務づけるものとし、大学は、これによって指導及び連絡を行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。